国家戦略特区ワーキンググループ有識者等からの「集中ヒアリング」 (議事概要)

(開催要領)

日時 平成 25 年 7 月 5 日 (金) 18:00~18:50

場所 永田町合同庁舎 7 階 特別会議室

出席

<有識者>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授 委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<ヒアリング対象者>

跡田 直澄 嘉悦大学ビジネス創造学部学部長

<事務局>

加藤 利男 内閣官房地域活性化統合事務局 局長 富屋 誠一郎 内閣官房地域活性化統合事務局 局長代理 ほか

(配付資料)

○ 有識者等からの提出資料

(議事概要)

○藤原参事官 嘉悦大学ビジネス創造学部学部長でいらっしゃる跡田先生からお話を伺い たい。

本ヒアリングは、全体として50分間とし、最初30分くらいを目途にお話をいただき、その後、質疑応答と意見交換を行う。

資料と議事は原則公開とさせていただく。

○八田座長 八田座長 これまでの構造改革特区、総合特区が自治体及び事業者の手挙げ 方式で提案があり、選定されているのに対して、今回の国家戦略特区は、国が主導してプロジェクト、規制改革事項などを地域と一緒に実現していくような運びとなっている。そのためのプロジェクトや規制改革事項のアイデアをまずは有識者の方々から伺うのが今回の趣旨である。

そこでは規制改革だけではなくて税のことも含まれているので、跡田先生にそこら辺の ことを御提案をお願いしたい。

○跡田氏 今、座長からお話があった構造改革特区や何かを最初つくるころに、ちょろっ

と話の端っこにはいたような気がするが、これまでの失敗、失敗というのはやる段階では 成功したのだが、その後、失敗するというのを避けるために、今度は国のほうから指定し てやっていくという国家戦略特区のというのは非常におもしろいアイデアだと思う。ぜひ 推し進めていただきたい。

そういう中で税制の問題をお話するわけだけれども、税制のというのは国の形を形づくるものというので、あまり特別の地域だけどうのこうのというのは、古いタイプの税制の議論の中ではあまり認められないようなところがある。今回の場合には、ある特定のところで経済を活性化させる起爆剤をそこでつくり出そうという発想があるわけだから、一度全国でやるものとは違うような税制を考えてみようということで、今日お話をさせていただく。

目的として何が必要かという点では、まず特区に企業が来てもらわなければいけない。 既存の企業が利益を上げるような形にしていくことも必要だろうけれども、まず何よりも 成長していくためには外から資金が特区に入ってくる必要があるということで、特区への 投資を促進する効果を持った税制を考えるべきだろう。そのときに国内企業が投資をする。 その特区に投資をするということと、もう一つ、海外から企業に来てもらうということと、 この2種類を満たすような投資促進税制を考える必要があるのではないか。これが1つ。

それから、社会主義圏とか開発途上の国や何かでよく行われるのは、一旦は来るのだけれども、逃げ足が早い。税制の優遇が終わったらさようならと言って帰っていってしまう、逃げていってしまうというキャピタルフライをとめる。そういう意味での継続的な創業という古い言葉を使ったが、逃げない、キャピタルフライをとめられるようなもの。そして、さらには再投資を促進する。ブロックして出させないというかつて中国がやっていたようなやり方もあるけれども、この国でそれはできないと思うので、インセンティブを与えて再投資をさせるような税制を考えていったらどうかというのが、大きく2つきょうお話したい点の投資促進税制。

もう一つは、研究開発をこの特区で進める必要があるのではないかということで、まず研究者を集める必要があるということと、先端研究をどんどん進めていくことを可能にするような税制。研究者を集めるほうは法人税制ではなく所得税制のほうになるが、一応今日のお話の中で法人課税を中心にと言っておりますが、所得税制のほうも少し想定している。

先端研究の推進のための税制という中でも若干、所得税制が絡んでくる。法人課税を中心にしながら、そういう目的を持った法人課税の改革ないしは新たな手法を少しお話させていただきたい。

まずは投資促進で、国内企業が特区に出てきてもらうというためには何をしたらいいかという点では、既に日本には全国レベルで投資税額控除制度というものがある。これは比較的緩く広くやる場合もあるけれども、現在残っているのはどちらかと言うと中小企業の投資税額控除制度が残っている程度で、だんだん縮小されていっている。そのため全国レ

ベルでももう一度、投資税額控除制度をできるだけ広い投資対象に対して認めていくとい うのも1つ必要だ。

ただ、それに対して特区に特に投資を促進させるという意味では、この投資税額控除制度の税率、今は大体10%でやるわけだけれども、それを20%ぐらいの割り増しが効く。特区への投資額の2割ぐらいを税額控除しますよというぐらいの優遇措置をする。これで特区と普通の全国レベルとの違いをつくり出したらいいのではないか。

タックスクレジットと言われる制度の短期的な効果というのは、日本でもデータをとれば実証されており、海外でも同じような形で短期的な効果はある。大体1回やって、これはやめないといけない。長くても3年ぐらいでやめるということをぶちあげて20%出すという形にすれば、効果がより出てくるというところ。

もう一つ、投資税額控除制度と同じように特別償却制度というものがある。これは初年度に50%まで落とせるというような制度だけれども、これはどちらか大きいほうが選択できるというふうにする形で2倍への割り増し。別にこれは2倍にこだわらなくても3倍でもいいが、あまり巨大だと財源の問題が生じてくるので、基本的にこのぐらいの形のものは最低限必要ではないか。

まずは投資促進がこの形の制度であり、そして、継続創業とか追加投資。国内企業でも空洞化が進んでいるため、もし特区に出ていたとしても優遇がなくなってくるならばすぐ海外に逃げるというところが出てくると考えているので、そういう際にはまずは法人税率、普通の法人所得に対する税率を海外と同レベルまで落としておくことで、ここでは競争相手としてはアジアを考えたらいい。先進国というレベルで考えてもいいけれども、アメリカという国ではまだあまり今のところ下げてきていない。アメリカ以外は下げているので、少しそういう面を考えることも必要だが、とりあえずはアジアという点では今、多分最低はシンガポールの18%ぐらいまでいっている。中国は20%ぐらいにすると言われているので、その辺で闘っていく限りはシンガポールか、ないしは一気に15%ぐらいのことを考えてもいいけれども、すぐにぼんといくのも難しい。

今、法定上の税率は25%で、震災特例で30%になっているから、まず震災特例を早くやめるということであり、その後20%に下げ、15%ぐらいまでのアジア最低レベルまで落としていくことを考えたらどうか。大体3年ぐらいのオーダーで下げていくという形になり、震災特例についてはできるだけ早くやめる。消費税を引き上げるということが前提だけれども、法人税制のほうはできるだけ早く本則に戻し、その後、20%、15%ぐらいまで持っていくという計画を今回出したらどうか。これは全国レベルの話。

それに対して、特区に対しての特例措置としては、基本的には特区での法人所得、特区での事業により生ずる法人所得の部分に関しては、基本的に税率ゼロで計算をする。ここでは益金不算入という形で資料を作成した。ただし、儲かった金を全部免除するというわけではなく、国内企業でもあるから、その資金をちゃんともう一回域内に投資することを担保させる形で、益金不算入にしたかわりに投資資金として積み立てるというふうにさせ

て、5年以内にその資金でもう一回何らかの投資をする。5年というのが短いかもしれないけれども、特区であるからできるだけ最先端のものをやっていくという点では、5年ぐらいのサイクルを考えてもいいと思うので、5年以内に新たな投資に使う資金として積み立てているならば、益金不算入にする。もしそれを取り崩して赤字の補填をしたいなんていう場合には、取り崩した時点で益金算入して法人税をかけるという厳しさも備えながら、優遇するというのが必要な考え方ではないか。

これによる財源はどれぐらい必要なのかという点では、創業して5年以内に利益が出てくる企業というのはあまりない。そのため、基本的には制度としてつくっても、適用されるというのはよほど早く利益が上がってくるような企業になるため、ほとんどの場合にはこれは制度としてやっても実際の適用はなくて済むかもしれない。むしろ5年以上たって利益が出てきたときにはアジア最低レベルでの税率でかかるわけだから、基本的には海外に出る必要性はないということで、通常の法人税を払っていただくというようなものである。

これはなかなか本来はもっと全国レベルで早くやってほしいところなのだけれども、現在、償却資産というものは帳簿上はゼロに償却できるわけだが、固定資産税というのはかっての5%だけ残存価格を残すという制度にのっとって固定資産税がかかっている。とても不思議な税制なのだけれども、これは地方税なものだから地方の財源確保という意味でいまだに残っている。だからせめて特区では償却資産に対する固定資産税というものを免除してほしい。これは地方自治体が特別にやればできることなのだけれども、一応、国の号令でやってもいいのではないかと思って挙げている。

4番目は外国企業に対しての投資促進について。これは一応、内外同じ制度ということで、2割の割増制度という投資税額控除の割り増し制度というのは法律上はつくったほうがいいと思うが、この割り増し制度による投資税額控除というのは、出資した本体の企業の法人税を下げるだけで、海外に本社がある場合にはこの控除制度というのはほとんど何もないので、制度として国内の企業と同じようにつくったとしても、これがメリットになって出てくるという企業はないと思う。ただ、特別償却は現在ある制度は使えるので、それで十分に外国企業のほうは使ってもらったらいい。

そのため、本当に促進するための税制というのは2ポツ目のほうで、海外企業に対しては完全に資本コスト引き下げになるような法人税率をゼロにする。ここは特区で生み出される分の法人所得は5年間非課税という形でいいのではないか。これは国内企業では投資資金の積み立てに使わないとだめと言うわけだけれども、もしこれを海外の企業にやったらば、何だ儲かっても持ち出させてくれないのかということで、逆に投資インセンティブをそいでしまうので、海外企業に対しては完全な5年間非課税という形で特区では対応したほうがいいのではないかと思って書いておいた。ここは内外で扱いが違うではないかというところだけれども、国内企業に対しては国内にとどまれという意味で投資資金の積立金に回すぐらいならば、益金不算入にしてあげるというのと少し違いがある。それが外国

企業特区の投資促進だ。

追加投資の促進、継続創業という点では、結局5年間は法人税はかからないということだから、6年目以降に関してどうするかという点では国内企業で全国レベルでやるのと同じで、アジア地域の最低レベルの法人税率を用意しておけば大丈夫である。そのため、先ほど申し上げたような15%まで下げるというのは、今から制度をつくったら6年後ぐらいに最低税率を準備しておけば十分間に合うということで、先ほど時間をおいてやっていったらいいと申し上げたのは、そういう理由からである。

当然、償却資産に対する固定資産税は、国内企業と一緒で免除をするという形でやったらいい。ただ、この償却資産については今、3番と5番同じに入っているが、特区内だけというのではなくて、本当は全国レベルでやったほうがいい制度だけれども、これまで何回か出ていると思うが、おそらく影響が結構大きい。5%がずっと残っているため。実際には使い物にならなくなった機械の5%の価値がずっと累積されて残っているので、支払う固定資産税の額が古い歴史のある企業だと膨大な金額になる。その辺で財源として期待されているものだから、全国レベルでできないということで特区でどうだろうか。

6番と7番は研究開発促進という点について。

6番目は人材を呼び込むという点で海外の研究者を優遇してあげてほしいということで、明治時代的なお話かもしれないけれども、基本的には優遇すべき人材をどこかで認定する必要があるだろう。それから、そういう人たちの来日コストとか定着のコスト、住んでいくためのコストというものを所得税の実額控除制度でいいのではないかと思うのだけれども、そういう中に入れていったらどうか。実額控除制度というのは御存知の方多いと思うが、実際に日本人が今、使おうと思ってもほとんど使えない制度だ。おそらく使える方というのは学者で言うとよっぽどよく勉強される方。医学書並みの1冊数万円するような本を100冊以上買うような方でないとだめだろうと思う。

あとはアナウンサーの方だろうか。衣服で相当かかる。自費でやればかかるというような人は使えるかもしれないけれども、実際には適用が非常に少ない。しかし、こういうところで実額制度をきちんと認めるという形にすれば、所得税の優遇ができるのではないか。認定制度的には雇ってきた企業が申請をして、それを認定委員会的なものをつくってやって、自治体の長に推薦したらいいのではないか。それによってこの人は優遇すべき人だということにして、税制の実額控除制度が認められる。渡航費もあるけれども、むしろ住居、教育といった面での優遇的なものを全部費用として認める。住居だったら家賃もそうだけれども、住宅を購入してくれたらば購入分についても考慮する。さらに海外からこちらに来ているわけだから、本国での住居費といったものも面倒を見てあげないとこちらに来られないというようなもの。できるだけ家族で来ていただきたいので教育費も認める。衣食のほうは最低限自分たちで払っていただくとしても、住のところ、教育的なところはこういうコストで認めてあげたらどうか。

かつて医師に認めていたように、5,000 万円まで経費で認めるというようなやり方もあ

ると思うけれども、さすがに今の時代だとそういう大雑把な制度をつくると批判が出ると 思うので、実額である程度の金額まで認める。1,000 万円ぐらいまで認めてもいいのでは ないか。

このような形で、要するに給料も高く払うわけだけれども、定住に対してのサービスを してあげる。ほかの特区構想でいろいろ医療とか教育の特区でインターナショナルスクー ルや何かをつくるという話があったので、その上にさらに実際に来ていただくときのこう いう優遇措置を税制でも準備をしたらどうかということで、これを挙げた。

最後、7番目のところでは特区での先端研究を促進するということで、これはどこかの自治体が要望に入れていたと思うけれども、特区で先端的な研究をしてもらうときに、寄附金を少し優遇してはどうかという話があったが、これはそれほど簡単にはいかない可能性がある。というのは、営利法人がつくった研究所で株式会社立であるとすると、そこに寄附をするというのはどうも優遇措置が難しい。そのため、何らかの形で非営組織、NPOなり何なりを1個つくって、そこへの寄附というものを税額控除制度で認めるというような形のことを考えてはどうか。これは個人の所得税であれば税額控除制度という形で、認定 NPO 的な形にすぐに認めて、そこへの寄附を税額控除制度で適用するというようなことを考えている。

ただし、その研究費として寄附されたものが別のことに利用されたり、ないしはせっかく出てきた研究成果がどこかほかへ持っていかれるということは、この税額控除制度に適用する価値がなくなるので、特区内の企業に優先的に譲渡するというような権利を保障させる形で、税額控除制度を適用できるようにするという、少し留保条件はあったほうがいい。

それから、従来からある試験研究費の税額控除制度も10%を認めているとか、今まで追加分だったのが根っこから認めるという形に今、両方併用しているけれども、どちらの制度にしても要するに控除率を通常の2倍ぐらい、先ほどの投資税額控除と同じような形で試験研究費に対する税額控除制度も2倍に増やす。特区での試験研究費に限ってだが、そのぐらいのことはやってもいいのではないか。

最後、研究開発促進で営利法人が自分の企業の中で研究開発をするということも、上の 2つのシステムを使えばできるわけだけれども、そういう形ではなくて、外に出して研究 開発をするという、シリコンバレータイプのベンチャーを研究開発ベンチャーというか、 そういうものを少しこういう特区でつくれるようにしてみてはどうかということで、ベン チャーキャピタルを用意する。そのための税制として個人向けのベンチャー税制というの は、日本はかなり制度的にはでき上がっております。使われているかどうかという点では 微妙なのだけれども、それに対してもう一つ、コーポレートベンチャリングというか、コ ーポレート向けのベンチャー税制というものも新たにつくってはどうか。

多くの国でというか、イギリスとかアメリカでやっているわけだけれども、実を言うと あまり向こうではコーポレートベンチャー税制というのは利用されなかったという実態は ある。ただ、これは逆に日本はどちらかと言うと企業社会だから、個人のこういうベンチャーよりも、企業のベンチャー投資というほうが出てくる可能性があり、特にここでは企業が自分の研究開発部門だけを独立させた会社を特区内に設けることを考えているため、そのための出資金をベンチャーキャピタルに出すという点で少し優遇することもいいのではないか。

結局、直接出すか間接的に出すかの問題だけれども、そういうときの出資金に対して税額控除対象として投資税額控除と同じような扱いをしてみたらどうかということ。これは出すお金に対して税額控除制度を使う。それから、ベンチャー税制だから当然うまくいったらキャピタルゲインが出てくるため、それも優遇する。ただし、これも儲かったからすぐ株を売ってしまうというのではだめだということで、半分は持っていないといけないとか、5年間は保有していないといけないとか、そういう条件は当然つけるべきだと思っているけれども、ある程度の優遇税制というものはあってもいい。これは個人であれば所得税制であり、法人であれば一応キャピタルゲインだけれども、法人所得税のほうにかかわってくる。ただ、このときに法人のほうの所得、益金に参入するしないの問題が若干残ります。できればここは益金に参入しない形で独立して優遇するというものがあってもいいのではないか。当然、損失が出た場合には通算可能なような形にするということで考えていけばいいのではないかと考えている。

非常にシンプルに投資の促進と研究開発投資の促進という、設備の投資と研究開発投資、 この2つを進めていくような形で特区内の法人課税を総合的に新たにつくる部分と、見直 していく、そんなようなものを考えていただいたらいいのではないか。

ただ、最初にも申し上げたけれども、できれば全国レベルで全てやっていただくのがいいのではないかと思っている。

それから、理論的にここで資本コストの引き下げにつながるというような言葉を使っているが、議論として本当に資本コストが下がるのかというのは、いろんな議論がある。野口先生は資本コストの引き下げにはつながらないということをおっしゃっている。野口先生が議論されているモデルの中にもともと法人税が入っていないような気がするので、法人税を入れた形で議論すれば投資に影響は出てくると思う。ただ、実証研究や何かをしたとしても、本当に因果関係で税率を下げたことが投資増加につながるとか、海外からの資本が入ってくるとかいう、そこまでの本当にロバストな結果を持った実証研究というのはないと言ってもいいかもしれない。特に日本においては過去に法人税率を下げたことも少なく、海外からの投資というものがもともとあまりない国なので、これから始めなければいけないという点でも、本当に効果があるのかという点での実の数字を出せと言われると、結構難しいかもしれない。

ただ、先進国は別にすると開発途上の国でこれまでやってきた歴史を見るならば、それなりの効果はあるというのは出ている。そのため、日本でやって絶対大丈夫なのかというのは、あちらのほうの税制に細かい役所だと、非常に懐疑的だというようなことは出てく

るかもしれない。ただ、今、日本で1回やってみる価値はあるのではないか。コストはそんなにかからない。法人税自体、税率自体はこれから下げていくわけだから、その中でどこまで下げるかの1つの議論としては、このような特区を使ったものと、全国レベルで少し下げるということ等をあわせて考えていけばいいのではないかと考えている。

最後1点は、地方自治体は法人税が下がるわけだから、当然事業税、法人住民税は連動して下がっていくことは、税率を触らなくても住民税は法人税額にかけていますから、納めた法人税額が下がれば住民税も下がる。事業税は課税ベースを一緒にしているため当然下がる。それ以上に優遇するかどうかというのは地方自治体が自分で決めればいい。

多分、特区をつくろうというぐらいだから、自分たちの事業税とか住民税に関しても優遇するということは考えていらっしゃるだろうと思うが、これを今回の特区のお話の中でそこまで入れるかどうかというのは、私はあえて入れなくても益金不算入だと言ってしまえば法人税は払わなくなるし、非課税だと言ってしまえば地方も結局は事業税も住民税もゼロになるから、あえて言わなくてもいいのではないかということできょうはそこの部分は触れていない。だが、ちょっとその問題は残る。特に大阪というのはあれだけの地域でありながら交付税をもらっているので、もしも法人税が減税され事業税とか住民税が下がると、交付税が増えるというファクターがある。こういうものはとても総務省的だが、自分たちでそういうことをやったのだから、交付税の算定の中にはその部分は入れないというぐらいの逆の意味の厳しさは、少しはあってもいいのではないかということを、地方自治体向けには申し上げて私のプレゼンとする。

○原委員 1つは特区での法人所得の益金参入のところで、当初5年間大体利益が出ないので実際には適用されないということだったが、課税されない期間のほうを延ばすということはあり得ないのか。

○跡田氏 あり得る。大分前に調べたところでは7年間ぐらい出ないというのが一般的らしい。そのため、7年とするのも1つの手かもしれない。ただ、いいところは初年度から出てしまうらしい。だからやはり制度としては最初から使えるというものは置いておいたほうがいいと思うが、期間は少し最近の日本の実態に合わせて延長も可能だと考えている。 ○原委員 先生が5年間適用とおっしゃられたのは、どういう根拠なのか。

○跡田氏 新たな投資をするというときに、1回投資をして、それで次の技術、新たな技術で生産をするというときの更新的なものとして、最先端なものを考えると、おそらく3年ぐらいで新たなリニューアル投資をせざるを得なくなると思う。だからそれを考えると5年で十分ではないか。古い技術であれば、もう少し長く10年ぐらいずっと同じ機械でいくのかもしれないけれども、この特区で招いて優遇して何かやってもらうというのは本当に最先端なものなので、回転率が早いのではないか。それで5年ぐらいということを数字として入れてみた。

○原委員 追加投資がなされた場合には、それに伴う所得というのは、またそこから5年間だろうか。

- ○跡田氏 そうなるだろう。
- ○原委員 わかった。

それから、制度設計上の可能性としてだけれども、5年間はかからない。その先は例えば先ほど7年間とおっしゃったが、その先何年間か引下げとか半額とか、そういうものもあり得るのか。

○跡田氏 もちろんあり得る。急激に突然 20%かけると言うとまた嫌がるだろうけれども、このときに 15%まで下げておけば、海外との比較で逃げていくという選択はあまりないと思う。韓国、中国を見るならば、もう人件費が非常に安いからといって逃げていくという時代でもなくなってきている。しばらくはベトナムがあるかもしれないが、やはり微妙なこういう法人税率の問題での選択や何かが始まってくるのではないかと思う。

あとは金融課税に関してどうするかというのはあるのだけれども、特区で金融課税を触っても、どこにお金が流れていくかわからないので、これは全国レベルで議論せざるを得ないと思っている。

〇原委員 もう一つだけ質問で、2ページ目の6のところの実額控除について、これは現行の制度が特定の費目に限って実額控除が認められていて、その費目を拡大するという理解でよろしいか。

- ○跡田氏 そのとおり。
- ○原委員 これは例えば個人事業主であれば、そういう費目は特に制約がないわけなので、 そういうより一般的に実額控除を認めることもあり得なくはないのかなと思うのだが、これは他国の、ほかの国での制度というのは大体このようなものなのか。どうなっていると 考えたらよろしいか。
- ○跡田氏 他国というのが、私がちゃんと調べたのはアメリカの制度で、アメリカの場合には八田先生はよく御存知だと思うのだけれども、全部実額である。ただし、全部実額でも認めてくれるのだが、日本でいうところの概算控除のようなアイテマイズ控除というもので、項目ごとに一定金額まで控除できるというのがあるので、概算で簡単にやるか、こういう実額でやるかというのが、選択できるというのは日本と同じなのだけれども、ただ、アメリカの場合には実額のほうがきちんと領収書をそろえてやれば、範囲は基本的には決まっていない。

そのため、その点ではここで新たに日本に来て、住宅を買って、セツルメントコストをかけて、さらに子供の教育費も本国にいればそんなにかからないのに、日本のインターナショナルスクールに行くと年間 100 万ぐらいとられるというのであれば、そういうものを認めてあげないと、せっかく日本に来て例えば 3,000 万ぐらいの給料で引っこ抜いてきましたと言っても、経費でぼこぼこかかってしまったらメリットがないということになるから、そういう点を認めるために特別枠を設けてもいいのではないかというのが、この実額控除の考え方である。

○原委員 アメリカの人がやってくるときに考えれば、コストの費目が制限されているこ

と自体おかしいではないか。本来だったら何でも入れていいでしょうと考えられても構わない。

○跡田氏 そのとおり。給与取得控除というのは確かに大きい。日本人的に考えれば通常 のコスト、サラリーマンのコストから比べれば大きい金額を認めているのだけれども、そ れ以上にかかる人たちが領収書を全部集めてもなかなか認められないというのがあるから、 そういうものがきちんと認められるようにしてあげるというぐらいは配慮してほしい。

そのため、もし国税が面倒くさいというのであれば、先に地方税でこちらを認めて、地方税で課税ベースを確定して、それを国税に送るというシステムに、特区の人たちだけは変えるという制度もあり得る。我々申告は国税にしなくても地方自治体にしてもいい。市民税の申告書を書いて、それを国税に送ってもらう手もある。誰も、ほとんどの方はやっていないと思うが。

○八田座長 外国人に対しては所得税を優遇する必要がある。しかし、少なくとも 10 年ぐらい前では、日本では外国人で日本に派遣されている人は、教育費はみんな会社が持つっていたが、それに対して日本の所得税は課税されていなかった。それから、当時でも大体アメリカンスクールは 150 万円かかった。100 万円なんてものではない。今は 200 万円ぐらいかかると思う。だから膨大な額だ。これはみんな会社が持ってくれていた。

住宅も外人用のマンションはけた違いに高いのだけれども、これは結局、会社が持って くれるから高くてもやってくれるというので家賃が上がってしまう。

となると、こういう項目を実額控除をしても余り効かないかもしれない。

それから、アメリカ人もおそらく日本の壮大な給与所得控除を得ているのだと思う。そうすると、給与所得控除を捨ててこちらを取っても大したことがないような気がする。そういうことがあるから、どうもここの御提案を一番生かすには、特区では外国から来た人に対してはあの膨大な給与所得控除にさらに上乗せして、外国人給与所得控除というような概算控除を乗せるということをすべきかもしれない。一般的には、

誰が高度人材なのか、判定が難しいと思うが、「投資をちゃんとしている会社に勤めている修士以上取得者」といった基準にする手もある。

それから、先ほどの法人税について言われたのは、そのとおりだと思う。要するに5年後、恩典がなくなったときにちゃんと外国と勝負ができるように全国レベルになっていなければ話にならないということだ。そこの財源をどこから持ってくるかということがハードルだ。私はそこのことが克服されたら御提案のものでばっちりだと思う。言い換えると、法人減税を特区でちゃんと効かせるためには全国の背景がうまくなっていなければいけない。おっしゃるとおりだと思う。

それから、償却の終わったものについても固定資産税をかけているというのは、稼働しているものについてなのか。稼働していないものについてなのか。稼働していないものなのであれば、さっさと除却してしまえばいいのか。

○跡田氏 今、会計基準としてはゼロまで償却できる。帳簿上はない。ところが、地方税

- の固定資産税を計算するときだけ、かつての 5%の残存価格を残した形で算定させて、それで納税させる。
- ○八田座長 除却して、その固定資産を地上から消してしまえばいいのか。
- ○跡田氏 除却という制度が基本的にない。そのため、1回据えたものは必ず 5%の残存価値を残すというのが、これまでの固定資産税の算定根拠になる固定資産価値だった。そのため、1回投資したものに対しては常に 5%が残って、そこに固定資産税 1.4%をかける。
- ○八田座長 物理的に存在せず、そこで誰も働いていなくても取られてしまう。
- ○跡田氏 物理的に除却をしてあれば非課税、そうでない場合には課税されることがある。
- ○八田座長 そもそも固定資産税の課税根拠は何なのか。自治体から得ている公共サービスへの代価なのだろうか。
- ○跡田氏 本来はそう。というか、償却資産に固定資産税をかけている国というのは、先 進国の中では日本だけ。
- ○八田座長 でも、人が働いていれば働いている人が課税の道路も使うし水道のサービス も得るから、それなりの自治体のサービスを受けているというのは根拠になるかもしれな い。受けている利便の近似として残存資産の額を見る。けれども、除却されて誰も働いて いないものに課税するというのでは、最初から根拠がないだろう。

そうすると、それは課税の根拠から見て特区だけではなくて、本当はどこでもあっては まずいものだろう。

- ○跡田氏 ところが、地方の税収としてかなり大きい。それでなかなかすんなり通らないようだ。経産省がどうお考えになるか。
- ○八田座長 所得税だといろいろ特区での例外はあり得ると思うけれども、固定資産税と か法人税となると、全国レベルのものを原則とすべきだろう。
- ○跡田氏 制度としてはそうだろう。
- ○八田座長 少し話がそれて申しわけないが、先ほどのヒアリングであった話で、農業で耕作放棄地に対して自治体が非農地として課税することを認める特区というのが提案された。確かにそこの耕作放棄地を持っている少数の人にとっては困るかもしれないけれども、自治体全体にとってはそういうものを課税させてもらえるというのはありがたいかもしれない。制度的にはそういうことはやろうと思えば可能なものなのか。
- ○跡田氏 全く問題なく制度的にはできると思う。
- ○八田座長 今、しかし、耕作放棄地は税法上、農地とみなさないと決めることは、自治 体の権限ではできないだろう。
- ○跡田氏 基本的には都道府県でその指定は変えられると思う。
- ○八田座長 そうすると、変えるのに障害があるとしたら特区で認めてあげればいいとい うことだろう。
- ○跡田氏 ただ、農地というのは宅地並み課税をしていないのは、評価を低くしているだけなのだ。固定資産としての評価を通常の10分の1よりも低い50分の1ぐらいの評価を

しているのではないかと思う。そのため、その評価がある意味では低過ぎるのだ。統計的には昭和35年ぐらいからずっと評価を上げていないに等しい。物価で調整したら下がっているぐらいだ。そのため、これがかえっておかしいのだろうと思う。だから農地がたくさんあると実は固定資産税、自治体の税収は低いのだ。ところが、山林だと税収がある。山林の評価は高い。だから和歌山県の南のほうは結構固定資産税が入ってくるのだけれども、農地ばかりの奈良県の自治体だと税収が上がらないので交付税ばかりというようなことが起こっている。本来、固定資産税というのは土地があれば必ず税収が上がってくるはずなのに、農地というものだけを特別な評価をしている。それもしかし昭和35年ごろから歪み始めただけなので、それまではきっちりとっていたはずだ。

だから少し農業を優遇したのか、価格が転嫁できないような例の食管システムがあったので、今は食管システムを基本的には廃止している形なので、固定資産税分を価格に転嫁できれば、いくら固定資産税を上げても農家には不利にはならない。それをちゃんと買い上げるだけの価格が市場で認められればだけれども、基本的にはその程度の上乗せは受け入れられるはずなので、本当は全国で農地を普通の評価で課税すればいいだけのことだと私は思っているが、なぜかこれが議論としてはうまく通らない。すぐに価格が転嫁できないという議論が出てくるので、でも消費税はちゃんと転嫁できる。その辺が不思議だけれども。

あと、先ほどの所得税のところだが、外国の企業に勤めている人たちが日本に新たにつくった会社に来たときには、多分コストを持ってくれると思う。それに対して日本の企業、日本の研究機関がアメリカから人だけを招いたときには、では教育費、住居費を全部会社で持つと普通従業員は持っているけれども、果たして持つかというと、公立なら持つとか、一定の家賃までなら持つというので、結構日本の企業だと制約をつけて十分なお金を出さない可能性があるのではないかと思う。

- ○八田座長 アメリカの企業に勤めている人で、日本にいるにもかかわらず、ドルで給料 をもらっている人は大丈夫なのか。
- ○跡田氏 大丈夫だと思う。そういう人たちは、むしろもしここでならば給与所得控除の割り増しでいいと思うのだけれども、そうではなくて、新たに来る人たちで日本の企業に勤めるような人たちは、若干何らかの優遇措置を。
- ○八田座長 確かにそれはそのとおり。日本の企業で、円でもらっている人はそう。
- ○原委員 いくつか選択制にして、得るものは得られる。
- ○八田座長 そうだろう。それで理屈としては普通の給与所得控除をもらっても、最初の アジャストメントに5年ぐらいはかかるだろうから、特別な概算控除はあげるといったら、 別のものを買うしかない。非常に有益なことを指摘いただき、ありがとうございました。